

# 鉱山等における主な粉じん関連法規制の推移 (平成16年の改正鉱山保安法の公布以降)

資料2-2

令和2年10月

鉱山保安法関係等		労働安全衛生法関係等	
H16. 6	改正鉱山保安法の公布(H17年4月1日施行)		
H16. 9	鉱山保安法施行規則の公布(H17年4月1日施行) ●平成16年の鉱山保安法の抜本改正に伴い省令も全面改正となったが、粉じん規制内容は概ね旧金則・炭則に規定されていたもの ●ただし、粉じんを飛散する坑内及び坑外の全ての箇所において、散水等の措置を講じた上で、坑内作業場における防じんマスクの常時着用を新たに義務付け	H16. 10	作業環境評価基準(告示)の改正(H17年4月1日施行) ●粉じんの管理濃度算定式の改正(ACGIHの勧告値の取入れ)
H17. 3	鉱山保安法施行規則の改正(H17年4月1日施行) ●坑外の屋内作業場と同様の方法により、坑内粉じん濃度の測定結果の評価を行うこと及び評価結果に基づく粉じん濃度の改善を図るための努力を義務づけ		
H17. 3	「鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等」の告示(告示61号)(H17年4月1日施行) ●従来、要領で定められていた粉じんの管理濃度算定式を改正(米国産業衛生専門家会議(ACGIH)の勧告値の取入れ)		
H17. 7	「鉱山における粉じん濃度測定マニュアル」策定 ●従来の要領等に基づく測定マニュアルの全面見直し	H19. 12	粉じん障害防止規則の改正(H20年3月1日施行) ●ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうちの特定の作業に限り電動ファン付き呼吸用保護具を使用を規定 ●粉じん作業を行う坑内作業場について、粉じん濃度の測定結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講ずることを規定
H20. 3	鉱山保安法施行規則の改正(H20年3月21日施行) ●従来の防じんマスクに加え、適用となる作業や条件をつけず、新たに電動ファン付き呼吸用保護具の使用を規定	H21. 3	作業環境評価基準(告示)の改正(H21年7月1日施行) ●粉じんの管理濃度算定式の改正(作業場で許容される粉じん濃度を従来の半分に規制)
H21. 4	「鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等」(告示)の改正(H21年7月1日施行) ●粉じんの管理濃度算定式の改正(作業場で許容される粉じん濃度を従来の半分に規制)		
H22. 8	「鉱山における粉じん濃度測定マニュアル」改正 ●粉じんの管理濃度算定式の改正に伴うもの	H26. 6	労働安全衛生法の改正 ●電動ファン付き呼吸用保護具を国家検定の対象に指定(H26年12月1日施行)
		H26. 11	電動ファン付き呼吸用保護具の規格の告示(告示455号)(H26年12月1日適用)
		R2. 6	粉じん障害防止規則の改正(R3年4月1日施行) ●粉じん作業を行う坑内作業場での粉じん濃度及び遊離けい酸の含有率の測定と評価、有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用
		R2. 7	「粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等」を告示(告示265号)(R3年4月1日施行) ●測定方法や要求防護係数の算定式を定め、電動ファン付き呼吸用保護具の指定防護係数を規定
		R2. 7	「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」改正 ●粉じん障害防止規則の改正等に伴うもの、粉じん濃度の目標レベルの改正